

議案第12号関連資料

明石市立知的障害児通園療育施設等の次期指定管理者候補者の選定について

1 明石市立ゆりかご園条例の一部を改正する条例の要旨及び内容等

(1) 要旨

明石市立ゆりかご園の管理運営について、令和4年度に指定管理者制度を導入するに当たり、指定管理者が行う業務の範囲等を定めるほか、所要の整備を図るため、条例の一部を改正します。

(2) 内容

ア 指定管理者が行う業務の範囲を次のとおり規定します。

- ・医療型児童発達支援事業等に関すること。
- ・ゆりかご園の利用及び制限に関すること。
- ・ゆりかご園の維持管理に関すること。
- ・その他市長が定める業務。

イ 指定管理者にゆりかご園の管理を行わせる場合の利用料金制度（ゆりかご園の利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させるもの）について規定します。

ウ 施行期日は、令和4年4月1日とします。

2 指定管理者の選定に係る取組方針

明石市立ゆりかご園は、指定管理制度の導入により、明石市立知的障害児通園療育施設（明石市立あおぞら園・きらきら）と一体的な運営を行うことにより、重複障害のある児童や医療的ケアが必要な児童の支援等、療育の充実を図ってまいります。

また、明石市立知的障害児通園療育施設（明石市立あおぞら園・きらきら）については、令和4年3月末に指定管理者の指定期間満了を迎えることから、引き続き、高度な専門的ノウハウを有する民間事業者によるサービスの向上を図るため、指定管理者による運営を継続します。

そのため、次のとおり次期指定管理者候補者の選定を行うものとします。

(1) 対象施設・管理する施設単位

明石市立ゆりかご園、明石市立知的障害児通園療育施設（明石市立あおぞら園・きらきら）の2施設を一括管理とします。

(2) 選定方法

原則は公募ですが、以下の理由により非公募とします。

医療型と福祉型両方の通園療育施設を一体的に運営するには、通園療育施設を含む複合的な施設運営を行うなど障害児支援の高い専門性が必要であること、一体化を円滑に進めるためには、明石市内の療育事業の状況をよく把握していること、通園療育施設は、地域の拠点施設に位置付けられるため、地域の他の療育施設を束ねる役割を果たせること等が求められます。

これらの条件を満たす事業者は、明石市立知的障害児通園療育施設（明石市立あおぞら園・きらきら）の現指定管理者である「社会福祉法人三田谷治療教育院」と考えています。

「社会福祉法人三田谷治療教育院」は、昭和2年に設立された法人で、障害児者の入所施設・生活介護の事業所等様々な障害福祉サービスの提供を行い、療育に関する専門的ノウハウや人材を有しています。平成21年度より明石市立知的障害児通園療育施設（明石市立あおぞら園・きらきら）の指定管理者に選定され管理運営を行い、利用者の特性やニーズに対応したきめ細やかな支援を提供しており、利用者アンケートではサービス満足度が非常に高く、平成26年度からは、障害児相談支援事業・保育所等訪問支援事業を実施し支援を充実させるとともに、関係機関・地域と連携を取りながら、子どもと家族が地域の中で当たり前のように生活していける地域づくりを目指しています。

このように、「社会福祉法人三田谷治療教育院」は本市の療育支援の一翼を担う法人であり、今後のさらなる市民サービスの向上が期待できることから、非公募とし、事業計画書等の提出を求め選定することとします。

(3) 指定期間

継続性及び安定性を高め、事業の中長期的な展開を可能とすることで、療育の充実、市民サービスの向上や施設の効率的な運営を図るため、5年間とします。

(4) 利用料金制

施設の利用促進により、使用料収入の増加が図れるなど、指定管理者の自立的な経営努力が期待できることから、利用料金制を採用します。

3 選定スケジュール

時期	内容
令和3年6月	指定管理者候補者へ仕様書等を提示
令和3年8月	提出された事業計画書等の審査 選定結果の通知・指定管理者候補者の公表
令和3年9月	指定議案の提出（令和3年9月議会） 指定の通知及び告示・公表
令和3年10月～ 令和4年3月	事務引継ぎ 基本協定・年度協定（令和4年度）の締結
令和4年4月	次期指定管理者による管理運営業務の開始